

令和3年度航空科学技術委員会における研究評価計画

令和3年7月2日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
航空科学技術委員会

1. 評価の目的

国が定めた政策や研究開発プログラムの目的や目標を達成するために実施される個々の課題ごとに評価することにより、実施の可否を判断するとともに、実施されている研究開発の質の向上や運営改善、計画の見直し等につなげる。航空科学技術委員会は「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成14年6月20日 文部科学大臣決定、平成29年4月1日最終改定、以下「評価指針」)に基づき、令和3年度の研究開発課題の研究評価について以下のとおり実施する。

2. 評価対象課題(別紙1参照)

(1) 事前評価

本年度は、該当なし。

(2) 中間評価

本年度は、該当なし。

(3) 事後評価

環境適合性・経済性向上の研究開発(低騒音化技術(航空機))

3. 評価方法

(1) 事前評価

本年度は、該当なし。

(2) 中間評価

本年度は、該当なし。

(3) 事後評価

航空科学技術委員会において、課題の概要について事務局より説明。委員から質疑応答・討議を行うとともに、評価票案(別紙2様式参照)について検討を行い、とりまとめを行う。評価結果は研究計画・評価分科会で決定。

4. 留意事項

(1) 利害関係者の範囲

評価を実施するにあたっては、評価指針にのっとり、公正で透明な評価を行う観点から、原則として、利害関係者が評価に加わらないようにする。ただし、利害関係を有する可能性のある者を評価に加える必要がある場合には、その理由や利害関係の内容を明確にする。

また、以下のいずれかに該当する委員は、当該課題の評価に加わらないこととする。

評価対象課題に参加している者

被評価者（実施課題の代表者）と親族関係にある者

利害関係を有すると自ら判断する者

委員会において、評価に加わらないことが適当であると判断された者

5. その他

- ・必要に応じて会議の開催に代えてメール等の手段により、委員の意見を提出することができるものとする。
- ・評価の実施に当たって、その他必要となる事項については別途定めるものとする。

【航空科学技術関連】 国家戦略上重要な基幹技術の推進

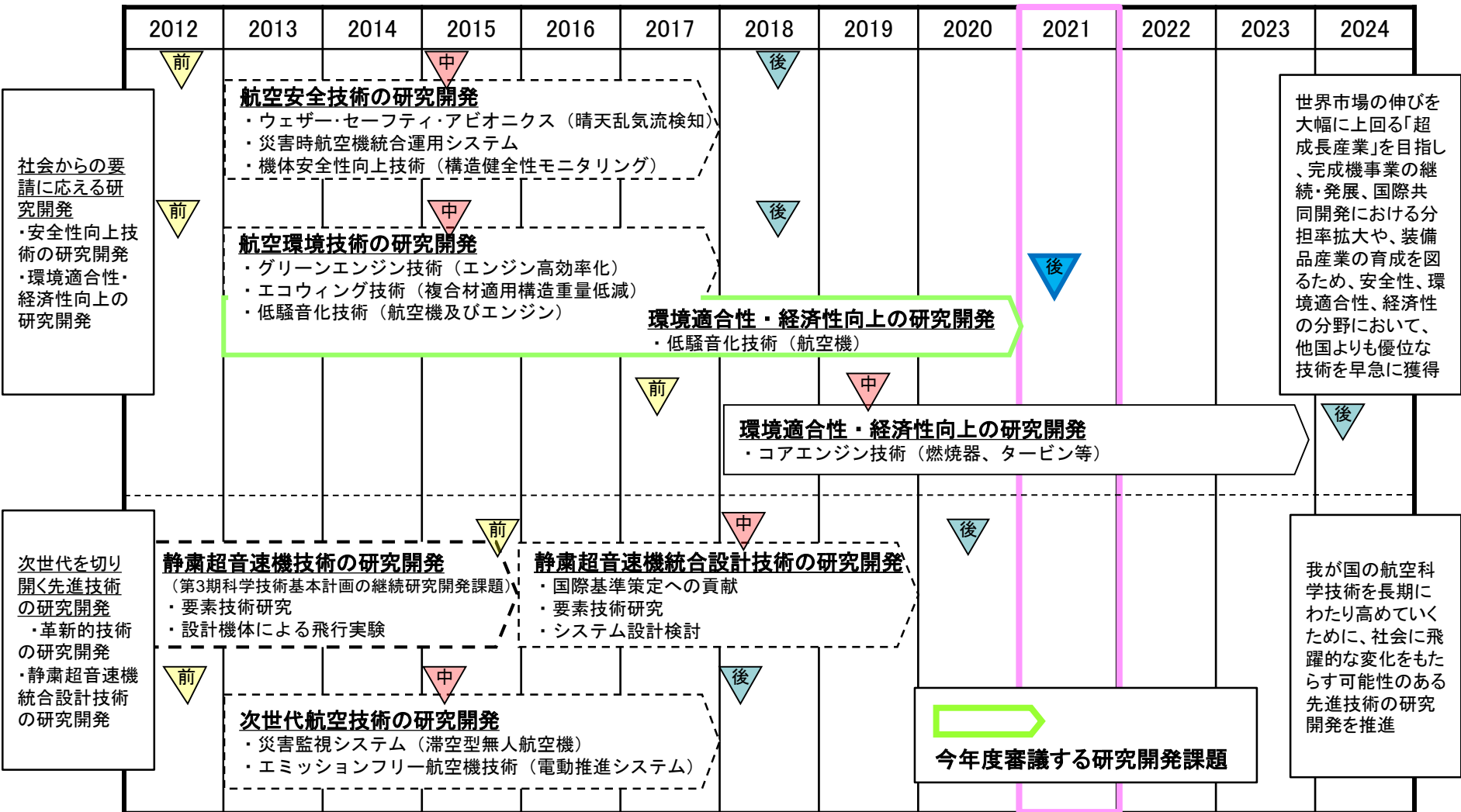
研究開発計画：

大目標

航空科学技術については、産業競争力の強化、経済・社会的課題への対応に加えて、我が国の存立基盤を確固たるものとするものであり、更なる大きな価値を生み出す国家戦略上重要な科学技術として位置付けられるため、長期的視野に立って継続して強化していく。

大目標達成のために必要な中目標

我が国産業の振興、国際競争力強化に資するため、社会からの要請に応える研究開発、次世代を切り開く先進技術の研究開発及び航空産業の持続的発展につながる基盤技術の研究開発を推進。



研究開発課題の事後評価結果

年 月

委員会

委員会委員

	氏名	所属・職名
主査		国立 センター所長
主査代理		

利害関係を有する可能性のある者が評価に加わった場合には、その理由や利害関係の内容を明確に記載すること。

課題の概要 (ポンチ絵でも可)

1 . 課題実施期間及び評価実施時期

令和 × × 年度 ~ 年度
中間評価 令和 年 × 月、事後評価 年 × 月

2 . 研究開発概要・目的

3 . 研究開発の必要性等

必要性、有効性、効率性に関する事前又は中間評価結果の概要を記述。

4 . 予算 (執行額) の変遷

年度	HXX(初年度)	...	R	R	R	総額
予算額	百万	...	百万	百万	百万	百万
執行額	百万	...	百万	百万	百万	百万
(内訳)	科振費 費	百万 百万	...			

5 . 課題実施機関・体制

研究代表者 東京大学 研究所教授
主管研究機関 東京大学、A 研究所、B 大学
共同研究機関 大学、・・・

6 . その他

事後評価票

(年 月現在)

1 . 課題⁴名

2 . 上位施策 (研究開発計画又はその他の分野別戦略・計画) との関係

施策目標 :

研究開発計画に基づく場合は、大目標 (概要) 中目標 (概要) を必ず記載する。

大目標 (概要) :

中目標 (概要) :

重点的に推進すべき研究開発の取組 (概要) :

本課題が関係するアウトプット指標 :

本課題が関係するアウトカム指標 :

各々の指標について過去3年程度の状況を簡潔に記載し、評価の参考とする。

3 . 評価結果

(1) 課題の達成状況

課題の所期の目標は達成したか。達成度の判定とその判断根拠を明確にする。

科学技術の急速な進展や社会や経済情勢の変化等、研究開発を取り巻く状況に応じて、当初設定された「必要性」、「有効性」、「効率性」の各観点における評価項目及びその評価基準の妥当性を改めて評価し、必要に応じてその項目・基準の変更を提案する。

新たに設定された項目・基準に基づき、「必要性」、「有効性」、「効率性」の各評価項目について、その評価基準の要件を満たしているか評価する。

< 必要性 >

評価項目

.、、

評価基準

.、、

.

評価結果を記載。

(評価項目の例)

科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等） 社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出等） 国費を用いた研究開発としての意義（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や研究目的への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性、ハイリスク研究や学際・融合領域・領域間連携研究の促進、若手研究者の育成、科学コミュニティの活性化等） その他国益確保への貢献、政策・施策の企画立案・実施への貢献等

< 有効性 >

評価項目

.....、

評価基準

.....、

.....

評価結果を記載。

（評価項目の例）

新しい知の創出への貢献、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化や社会実装に至る全段階を通じた取組、行政施策、人材の養成、知的基盤の整備への貢献や寄与の程度、（見込まれる）直接・間接の成果・効果やその他の波及効果の内容等

< 効率性 >

評価項目

.....、

評価基準

.....、

.....

評価結果を記載。

（評価項目の例）

計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の向上方策の妥当性、費用構造や費用対効果向上方策の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性、施策見直し方法等の妥当性等

(2) 科学技術・イノベーション基本計画等への貢献状況

科学技術・イノベーション基本計画等にどう貢献したか簡潔に記載する。

(3) 総合評価

総合評価

どのような成果を得たか、所期の目標との関係、波及効果、倫理的・法的・社会的課題への対応状況等を記載する。

評価概要

本事業の総合的な評価について、簡潔に5～10行程度で記載する。

(4) 今後の展望

今後の展望も記載のこと。(研究結果を踏まえた今後の展望、予想される効果・効用、留意事項(研究開発が社会に与える可能性のある影響(倫理的・法的・社会的課題及びそれらへの対応)を含む。)

- 4 原則として、事前評価を行った課題の単位で実施することとし、事前評価の単位と異なる場合は、課題との関係性について本欄中に明瞭に記載すること。

研究計画・評価分科会における研究開発課題の評価に関する留意事項について

1. 基本的な考え方

研究開発課題評価に当たっては、上位の施策への「道筋」における位置付けを共有した上で評価を行う。

文部科学省評価指針では、研究開発課題の評価について、研究開発課題の性格、内容、規模等に応じて、「必要性」「有効性」「効率性」等の観点の下に適切な評価項目を設定の上評価を実施することとしているところ、それぞれ以下の項目例を参考に評価を行っていただきたい。

なお、各委員会等の事務局においては、研究開発課題ごとに特に重視すべき項目についてあらかじめ評価委員との間で共有した上で評価を行っていただきたい。

ア. 「必要性」の観点

科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出等）、国費を用いた研究開発としての意義（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や研究目的への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性、挑戦的（チャレンジング）な研究や学際・融合領域・領域間連携研究の促進、若手研究者の育成、科学コミュニティの活性化等）等

イ. 「有効性」の観点

新しい知の創出、研究開発の質の向上、実用化・事業化や社会実装に至る全段階を通じた取組、国際標準化、行政施策、人材の養成、知的基盤の整備への貢献や寄与の程度、（見込まれる）直接・間接の成果・効果やその他の波及効果の内容等

ウ. 「効率性」の観点

計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果向上方策の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性等

科学技術の急速な進展や社会や経済情勢の変化等、研究開発を取り巻く状況に応じて、事前評価において設定された評価項目及びその評価基準の妥当性を中間評価、事後評価においても評価し、必要に応じてその項目・基準の変更を提案すること。

2. その他留意事項

長期間にわたって実施される研究開発課題については、一定期間ごとに目標の再設定や計画変更の要否を確認する。

研究開発を実施するグループの長等のマネジメントや体制整備についても適切に評価に反映する。

挑戦的（チャレンジング）な研究開発課題については、直接的な研究開発成果における目標の達成度に加えて、関連する制度、体制、運営といった研究開発過程（プロセス）が成果の最大化に向けて適切に組み合わせられたかという視点での評価も必要である。また、技術的な限界・ノウハウ・うまくいかなかった要因等の知見、副次的成果や波及効果等も積極的に評価するなど、挑戦的（チャレンジング）な研究であることを前提とした評価を行う。

評価に当たっては、評点付けのみならず、評価対象課題に係る改善策や今後の対応等に関する提案についても積極的に抽出し、その結果を活用していく。また、対象課題が位置づけられている研究開発プログラムの改善につながる事項の抽出にも留意する。

研究開発が社会に与える可能性のある影響（倫理的・法的・社会的課題及びそれらへの対応）についても積極的に記載する。

上記の留意事項以外についても、文部科学省評価指針に基づいた評価を実施する。